

熊本県公報

第 1 1 3 1 1 号
平成 17 年 9 月 12 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入の同意の承認	(漁政課) 1
○公有水面埋立免許	(漁港課) 1
○特定計量器定期検査の実施	(商工政策課) 2
○畳表の格付けの期日及び場所の廃止	(農産課) 3
○畳表の格付けの期日及び場所の指定	(") 3
公 告	
○肥料登録有効期間更新	(経営技術課) 3
○肥料登録事項変更	(") 4
○ " "	(") 4
○肥料登録	(") 4
○土地改良区役員の住所変更	(農村計画課) 5
○熊本県新財務会計システム開発及び運用・維持管理業務委託に係る総合評価一般競争入札の落札者決定	(会計課) 5
正 誤	
○平成17年8月9日熊本県選挙管理委員会告示第37号(衆議院議員総選挙における選挙人名簿登録基準日等)中	(選挙管理委員会) 5

告 示

熊本県告示第1090号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。)第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成13年9月12日熊本県告示第699号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成17年9月12日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成17年9月12日

熊本県知事 潮谷 義子

宮野河内加入区

熊本県告示第1091号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定に基づき公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。

平成17年9月12日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 免許年月日
平成17年9月2日
- 2 免許を受けた者の住所及び氏名
上天草市大矢野町上1514番地 干切漁港管理者 上天草市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
上天草市松島町阿村字干切565、544、568に隣接する無番地(道)に隣接する無番地(堤)地先並びに565、544、568に隣接する無番地(道)地先公有水面
 - (2) 区域
次の①の地点から⑩の地点までを順次直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成17年春分の日の満潮位(DL+3.75メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 下大戸鼻燈台(北緯32度31分2.5秒 東経130度27分7.2秒)から188度48分30秒 1,536.000メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から109度30分11秒 29.639メートルの地点

- ③の地点 ②の地点から 206度 55分 15秒 3.026メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 206度 58分 50秒 3.269メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 296度 56分 27秒 3.000メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 206度 56分 07秒 104.660メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 116度 56分 18秒 3.501メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 206度 56分 11秒 5.243メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 206度 57分 33秒 1.105メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 291度 26分 00秒 40.808メートルの地点

(3) 面積

4,241.87 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

上天草市松島町阿村字干切 534、(536 + 537) 及びこれらの区域に介在する無番地(道)に隣接する無番地(堤)地先、(536 + 537)、538に隣接する無番地(堤)地先、565、544に隣接する無番地(道)に隣接する無番地(堤)地先、544、568に隣接する無番地(道)地先公有水面

(2) 区域

次の(イ)の地点から(二)の地点までを順次直線で結んだ線及び(二)の地点と(イ)の地点を結ぶ平成17年春分の日満潮位(DL + 3.75メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)の地点 下大戸鼻燈台(北緯32度31分2.5秒 東経130度27分7.2秒)から 189度00分00秒 1,503.000メートルの地点

(ロ)の地点 (イ)の地点から 115度43分30秒 78.908メートルの地点

(ハ)の地点 (ロ)の地点から 206度55分59秒 170.073メートルの地点

(ニ)の地点 (ハ)の地点から 291度24分17秒 70.937メートルの地点

(3) 面積

14,808.73 平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

熊本県告示第1092号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、菊池市及び菊池郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成17年9月12日

熊本県知事 潮谷 義子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる 特定計量器
大津町	平成17年10月13日	午前10時から午後3時まで	大津町役場	非自動はかり (計量法施行令 (平成5年政令第329号)第5 条第1号又は第 2号に掲げるも のを除く。) 、分銅及びおも り
大津町	平成17年10月14日	午前10時から午後3時まで	大津町役場	
菊陽町	平成17年10月17日	午前10時から午後3時まで	菊陽町中央公民館	
合志町	平成17年10月18日	午前9時半から午前11時半 まで	合志町商工会	
合志町	平成17年10月18日	午後1時から午後2時半まで	三つの木の家	
合志町	平成17年10月18日	午後3時から午後4時まで	恵楓園	
西合志町	平成17年10月19日	午前10時から正午まで	JA 菊池西合志中 央支所	
西合志町	平成17年10月19日	午後1時半から午後3時まで	妙泉寺体育館	
菊池市	平成17年10月20日	午前10時から午後3時まで	JA 菊池七城野菜 選果場	
菊池市	平成17年10月21日	午前10時から午後3時まで	泗水中央公民館	
菊池市	平成17年10月24日	午前10時から午後3時まで	太陽の家	
菊池市	平成17年10月25日	午前10時から午後3時まで	JA 菊池水迫支所	
菊池市	平成17年10月26日	午前10時から午前11時まで	JA 菊池竜門支所	
菊池市	平成17年10月26日	午後1時から午後3時半まで	菊池市役所	
菊池市	平成17年10月27日	午前10時から午後3時まで	菊池市役所	

2 所在場所検査